TAC

第38回 定時株主総会 招集ご通知

2020年4月1日から2021年3月31日まで

開催日時

2021年６月25日（金曜日）午前10時

開催場所

東京都千代田区飯田橋一丁目１番１号
ホテルグランドパレス　３階
「白樺の間」

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた当社の株主総会への対応について、２頁に記載しておりますので、あらかじめご確認くださいますようお願い申しあげます。

目次

第38回定時株主総会招集ご通知 … 1
事業報告 …… 3
連結計算書類 …… 20
計算書類 …… 22
監査報告書 …… 24
株主総会参考書類 …… 30

TAC株式会社
証券コード：4319

証券コード　4319
2021年６月４日

株　主　各　位

東京都千代田区神田三崎町三丁目２番18号
TAC株式会社
代表取締役社長　　多田　敏男

第38回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第38回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、極力、書面による事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。
　お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**2021年６月24日（木曜日）午後５時15分まで**に到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2021年６月25日（金曜日）午前10時
２．場　　所　東京都千代田区飯田橋一丁目１番１号
ホテルグランドパレス３階「白樺の間」
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

３．目的事項

報告事項

１．第38期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第38期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

＜会社提案　（第１号議案から第６号議案まで）＞

第１号議案　剰余金配当の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）12名選任の件

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

＜株主提案　（第７号議案から第12号議案まで）＞

第７号議案　定款変更の件（上場の廃止）

第８号議案　取締役の解任

第９号議案　定款変更の件（共同親権への努力）

第10号議案　定款変更の件（講師の資質維持）

第11号議案　定款変更の件（従業員による風俗店利用の禁止）

第12号議案　取締役の選任

※各議案の要領は、後記の株主総会参考書類に記載の通りであります。

以上

（議決権行使についてのご案内）
※当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
※各議案につきましては賛否の意思表示がない場合、会社提案については「賛」、株主提案につきましては「否」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

（インターネットによる開示について）
※本招集ご通知にて提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、本招集ご通知への記載にかえて、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。
※株主総会参考書類および提供書面に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

インターネット上の当社ウェブサイト　https://ir.tac-school.co.jp

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について
（当社の対応について）
※株主総会会場におきましては、株主総会当日の状況に応じて、運営スタッフの検温やマスク着用など、感染予防措置を講じてまいります。
（株主様へのお願い）
※一般に感染による影響が大きいとされるご高齢の株主様、基礎疾患をお持ちの株主様、妊娠中の株主様並びに株主総会当日の健康状態が優れない株主様におかれましては、本株主総会へのご出席について特に慎重なご判断をお願いいたします。
※株主総会会場は、座席の間隔を空けて配置することからご用意できる席数が例年より減少し、入場制限を行わせていただく場合がございます。
※ご出席される株主様におかれましては、マスクの着用および消毒液の使用等へのご協力をお願いいたします。また、開催時間の短縮をする観点から、円滑な議事進行へのご協力をお願いいたします。
※今後の流行状況により、株主総会の運営・会場に大きな変更が生じる場合には、インターネット上の当社ウェブサイト(https://ir.tac-school.co.jp)に掲載いたしますので、ご確認くださいますようお願い申しあげます。
ご不便、ご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

事業報告（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

1 企業集団の現況

（1）当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度は、新型コロナウイルス感染拡大により受講申し込みの減少や研修・セミナーの一部中止・規模縮小の影響が生じたこと等により、現金ベース売上高は198億１千６百万円（前年同期比５億８千２百万円減、同2.9％減）、前受金調整後の発生ベース売上高は、前受金調整額が６千６百万円の繰入（前年同期は６千７百万円の繰入）となったことで、197億４千９百万円（同５億８千１百万円減、同2.9％減）となりました。

売上原価は120億６千５百万円（同５億２千１百万円減、同4.1％減）、販売費及び一般管理費は73億２千万円（同２億６千７百万円減、同3.5％減）となりました。これらの結果、営業利益は４億４百万円（同２億４千２百万円増、同149.5％増）となりました。

営業外収益に、助成金収入１億６千６百万円、受取補償金７千４百万円、投資有価証券運用益１千８百万円等、合計２億９千７百万円、営業外費用に、支払利息３千８百万円、支払手数料８百万円等、合計５千６百万円を計上した結果、経常利益は６億４千６百万円（同３億８千５百万円増、同147.9％増）となりました。

特別損益は、特別利益として固定資産売却益０百万円を、特別損失として固定資産除売却損２千５百万円等を計上しました。これらの結果、当期純利益は４億６百万円（同３億２百万円増、同287.7％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は４億５百万円（同３億２百万円増、同292.7％増）となりました。

当連結会計年度における当社グループの各セグメントの業績（現金ベース売上高）及び概況は、次のとおりであります。なお、当社ではセグメント情報に関して「セグメント情報等の開示に関する会計基準」等の適用によりマネジメント・アプローチを採用し、当社グループの経営意思決定に即した“現金ベース”（前受金調整前）売上高を基準に管理しております。現金ベース売上高は、連結損益計算書の売上高とは異なりますので、ご注意ください。

個人教育事業

売上高	112億 7千 3百万円	前期比	95.7%
営業損失	5億 6千 5百万円	前期比	－%

個人教育事業は、新型コロナウイルス感染拡大による４月の緊急事態宣言の発出により、当社において営業時間の短縮やライブ講義の中止の措置を講じたほか、一部の資格試験において試験日程が延期や中止となったことも相俟って受講申し込みが大きく減少しましたが、第２四半期会計期間以降は春先に申し込みを控えていた受講生の申し込みが徐々に戻り、また、オンラインによる通信形態での受講申し込みが増加いたしました。これらにより年間を通じた現金ベース売上高は、第１四半期会計期間に生じた売上の減少分相当が残る形となり前年を下回りました。講座別では、主力の公認会計士において初学者向けコース、受験経験者向けコースともに受講申し込みが好調に推移したほか、不動産鑑定士、建築士、国家総合職・外務専門職、電験三種を含む電気関連講座等で前年を上回りました。また、主力の一つである公務員(地方上級・国家一般職)は企業業績の急速な悪化による今後の新卒採用の不透明感が高まったことで、第３四半期会計期間以降申し込みが増加し最終的に前年を上回りました。一方、簿記検定、税理士、中小企業診断士、宅地建物取引士、社会保険労務士、司法書士等で前年を下回りました。コスト面では、講師料、教材制作のための外注費､賃借料等の営業費用は、118億３千８百万円(前年同期比3.7％減)となりました。これらの結果、個人教育事業の現金ベース売上高は112億７千３百万円(同4.3％減)、現金ベースの営業損失は５億６千５百万円(前年同期は５億２千万円の営業損失)となりました。

法人研修事業

売上高	41億 1千 3百万円	前期比	93.0%
営業利益	10億 1千 1百万円	前期比	95.3%

企業研修は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、特に第１四半期会計期間において研修内容の縮小や実施時期の延期・中止といった影響が生じました。また、感染拡大の収束時期の見通しが立たないこともあり、第２四半期会計期間以降においては、これまでの対面での実施からＷＥＢ会議システム等を利用したオンライン研修へ切り替えて実施する企業が増加し、当社においてもそのようなニーズに応えられるよう努めてまいりました。講座別では、ＦＰが前年同期比14.5％減、証券アナリストが同6.5％減、情報処理が同15.2％減等となった一方、CompTIAは同2.3％増、簿記検定は前年並み等となりました。大学内セミナーは、第１四半期会計期間において多くの大学で休校や授業開始時期の後ろ倒しなどの措置がとられておりましたが、徐々にオンラインを中心として授業が再開されてきており、当社が大学内において実施する講義についてもオンラインを利用した実施への切り替え等により、第１四半期会計期間では前年同期比45.9％減でしたが、最終的には同14.5％減まで回復いたしました。地方の個人が主な顧客となる提携校事業は同4.1％減、地方専門学校に対するコンテンツ提供は同13.9％減となりました。自治体からの委託訓練は第３四半期会計期間以降好調に推移したことで同10.7％増となりました。コスト面では、営業に係る人件費等を中心に営業費用全体で31億１百万円(同7.7％減)となりました。これらの結果、法人研修事業の現金ベース売上高は41億１千３百万円(同7.0％減)、現金ベースの営業利益は10億１千１百万円(同4.7％減)となりました。

出版事業

売上高	40億　　円	前期比 108.8%
営業利益	11億 3千 9百万円	前期比 156.0%

当社グループの出版事業は、当社が展開する「ＴＡＣ出版」及び子会社の(株)早稲田経営出版が展開する「Wセミナー」(以下、「W出版」)の２つのブランドで進めております。出版事業は、いわゆる巣ごもり需要により年間を通じて好調に推移いたしました。資格試験対策書籍では、ＴＡＣ出版の簿記検定、宅地建物取引士、社会保険労務士、ＦＰ、マンション管理士、電験など及びW出版の行政書士、司法書士等が好調に推移いたしました。一方、旅行需要の大幅な減少により当社が発行している国内及び海外旅行本の売上も大きく減少いたしました。W出版では、民法の改正に伴い司法試験や司法書士などの法律関連の書籍の売上が巣ごもり需要と相俟って好調に推移したこと等により、前年を上回りました。コスト面では、販促費用や海外旅行本の制作費用が減少し、営業費用全体としては28億６千万円(同3.0％減)となりました。これらの結果、出版事業の売上高は40億円(同8.8％増)と９期連続の増収、営業利益は11億３千９百万円(同56.0％増)となりました。

人材事業

売上高	4億 8千　　万円	前期比 82.0%
営業利益	3千 5百万円	前期比 37.8%

子会社の(株)ＴＡＣプロフェッションバンクが手掛ける会計系人材事業は、監査法人や税理士法人等における人材需要はあるものの、就職説明会やセミナーなどのイベントが新型コロナウイルス感染拡大の状況下において一部中止や規模縮小などにより人材紹介における求職者登録・確保に大きな影響が生じ、人材紹介売上は大きく減少いたしました。また、広告売上も就職説明会などのイベン減少により前年を下回ったほか、人材派遣売上も前年を下回りました。(株)医療事務スタッフ関西が手掛ける医療系人材事業は２年に１度行われる診療報酬の改定に伴う業務の依頼に加え営業強化による取引先拡大の効果もあり、前年度の売上を上回りました。これらの結果、人材事業の売上高は４億８千万円(前年同期比18.0％減)、営業利益は３千５百万円(同62.2％減)となりました。

②設備投資の状況

当連結会計年度においては、有形固定資産では、校舎の移転に伴う教室設備や受付設備の設置や校舎の減床に伴う教室設備や受付設備の改修等で合計２億１千８百万円、無形固定資産では、法人管理システムの機能追加やオンライン受講システム（ＷＥＢＳＣＨＯＯＬ）の改修など、合計３千５百万円の設備投資をそれぞれ実施いたしました。

③資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資、差入保証金の差入れ等は、自己資金及び借入金によっております。当連結会計年度末における有利子負債は、44億４千６百万円（前連結会計年度比７億４千１百万円減）であります。

(2) 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 35 期 (2018年３月期)	第 36 期 (2019年３月期)	第 37 期 (2020年３月期)	第 38 期 (当連結会計年度) (2021年３月期)
売上高（百万円）	20,951	20,474	20,331	19,749
経常利益（百万円）	735	409	260	646
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	442	309	103	405
１株当たり当期純利益（円）	23.93	16.74	5.58	21.92
総資産（百万円）	21,618	21,486	20,253	20,417
純資産（百万円）	5,291	5,498	5,478	5,815
１株当たり純資産額（円）	285.70	296.83	295.67	313.88

（注）「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年２月16日）に伴う「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第５号 平成30年３月26日）を第36期から適用し、第35期に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
	千円	%	
株式会社オンラインスクール	200,000	100.0	個人教育事業
株式会社TAC総合管理	8,000	80.0	個人教育事業
太科信息技術（大連）有限公司	40,000	100.0	個人教育事業
株式会社LUAC	21,350	100.0	法人研修事業
株式会社早稲田経営出版	10,000	100.0	出版事業
株式会社TACグループ出版販売	10,000	100.0	出版事業
株式会社TACプロフェッションバンク	30,000	100.0	人材事業
株式会社医療事務スタッフ関西	20,000	100.0	人材事業
株式会社クボ医療	10,000	100.0	人材事業

（注）主要な事業内容の欄には、セグメントの名称を記載しております。

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

①新型コロナウイルスの感染状況に応じた臨機応変な対応

当社では2020年３月頃からの新型コロナウイルスの急激な感染拡大の状況を受けて、受講生の皆さま、お取引先さま、従業員及び講師等関係者の皆さまの安全確保を最優先とした様々な対応をとってまいりましたが、新たに変異ウイルスが出現するなど依然として新型コロナウイルス感染症は収束しておらず、今後もこれまで同様に臨機応変な対応が必要な状況が続いております。教室で学習を希望される受講生に対してもオンラインでの学習を希望される受講生に対しても、どちらを選択して頂いたとしても最終的な目標である合格に向けて最大限のサービス提供が出来るように、また、取引先様へのサービス提供もオンライン研修への切り替えなどのご要望に可能な限りお応えし、事業への影響を出来る限り抑えるよう努めてまいります。

②新たな売上獲得及び新たな事業領域への挑戦

当社の事業領域や商品の顧客層は各特定の専門分野に絞られているため、既存事業を展開していくだけでは売上を右肩上がりで成長させていくことが難しい状況にあります。そのため、自社内による取り組みだけでなく業務提携やM＆A等も推進し、既存事業にとらわれず新たな売上機会の創出に積極的に取り組んでいく必要があると考えております。

③賃借料の適切なコントロール

当社グループにおいて賃借料は営業費用全体の約２割を占め、また短期的なコントロールが難しい固定費であり当社業績に大きな影響を及ぼす項目となっておりますが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い教室での受講からオンラインでの受講に切り替える動きが顕著になってきております。そのため、受講生がオンライン受講を志向する程度や新型コロナウイルスの感染拡大が収束した後の受講スタイルがどのようになるか、といった観点で随時分析を行い、直営校各校の床面積や営業時間の最適化、ＩＴを利用した業務効率化等を推進することで賃借料を一層適切にコントロールしてまいります。

以上のような施策を継続して実施することにより、早期に結果を出していくことが当社に求められている課題であると認識しております。

[事業等のリスク]

①教育訓練給付制度の動向

教育訓練給付制度は、労働者の主体的な能力開発の取組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とした雇用保険の給付制度であり、厚生労働省が主管しております。一定条件を満たす雇用保険の一般被保険者等がいったん全額受講料を支払い、講座修了後、出席率等一定条件を満たしている場合に、入会金・受講料の一定割合に相当する額が雇用保険からハローワーク（公共職業安定所）を通じて支給されるものであります。

給付基準は数年に一度変更されることがあり、一般教育訓練における現在の給付水準は被保険者期間が３年以上（初回利用に限り１年以上）の方は一律20％、10万円が限度とされています。給付基準の変更により、講座申込みに駆け込み需要が生じることがあり、その後反動減が発生する等、短期的に業績が影響を受けますが、その影響額を想定することは非常に困難であります。

②前受金について

当社の行う資格取得支援事業は、受講申込者に全額受講料をお支払いいただき（現金ベースの売上)、当社はこれをいったん前受金として貸借対照表・負債の部に計上しておきます。その後、教育サービス提供期間に対応して、前受金は月ごとに売上に振り替えられます（発生ベースの売上)。一般的に、現金ベースの売上が拡大していく局面では前受金残高が増大していき、当該会計期間以降、前受金戻入が多額になることによって発生ベースの売上を押し上げる効果が強まりますが、現金ベースの売上が減少していく局面では前受金残高が減少していき、当該会計期間以降、前受金戻入が少なくなることによって発生ベースの売上を押し上げる効果が弱まる傾向があります。さらに、現金ベースの売上が減少局面から増加局面に変わる期においては、発生ベースの売上に対する減少効果が増幅される場合があり、発生ベースで計算される当社の業績に影響を与えることになります。

③特定商取引法・消費者契約法と行政の動向

2007年中に特定商取引法の規制を受ける大手英会話スクールが破綻する事件があったほか、解約・返金に関する訴訟で最高裁の判決が出ております。当社の属する資格取得スクール業界は、パソコンスクール・TOEIC® L&R TESTなど一部の講座を除き、直接、特定商取引法で定められた特定継続的役務提供の規制を受けるわけではありません。一方、消費者契約法については広い範囲の事業者が対象となっており、消費者庁主導のもと消費者保護政策が強化される傾向にあります。当社としても、業界他社と足並みを揃えつつ無理由での解約・返金等に応じております。今後の法令改正等、消費者行政の動向等によっては、当社のビジネス・モデルに大きな影響を与える可能性があります。

④個人情報保護法への対応

2005年４月に「個人情報の保護に関する法律」が全面施行され、当社グループの個人顧客のみならず、法人顧客の関心も極めて高いため、当社グループとしてコンプライアンス体制の維持の観点から積極的に対応してまいりました。その結果、当社及び子会社の(株)ＴＡＣプロフェッションバンクともに、財団法人日本情報処理開発協会（JIPDEC）よりプライバシーマークを取得いたしました。2016年１月からはマイナンバー制度も運用がスタートし、社会の個人情報保護への関心はますます高まっております。当社は、今後も引き続き、個人情報管理責任者のもと、情報流出等を防止する厳重なセキュリティ対策を維持するとともに、従業員への教育を継続することによって、個人情報の保護に努めてまいります。万一、流出事故が発生した場合は、当社グループへの社会的信用を失うこととなり、業績へ深刻な影響を及ぼす可能性があります。

⑤タームローンの財務制限条項

当社は2014年９月30日付で、本社ビル取得用資金調達のため、(株)三菱ＵＦＪ銀行ほか２行と30億円のタームローン契約を締結いたしました。本契約には財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、増担保物件に対して根抵当権を設定することがあります。

a　各連結会計年度に係る連結損益計算書上の経常損益の金額から有価証券評価損による営業外損失の金額を除いた金額が０円以上であること。

b　ａの要件が２期以上連続して不充足となっていないこと。

(5) 主要な事業内容（2021年３月31日現在）

当社グループの事業は、「個人教育事業」、「法人研修事業」、「出版事業」及び「人材事業」からなります。

セグメント	事　業　内　容
個人教育事業	社会人・大学生等の個人を対象として、各種資格講座及び各スクールの施設管理を中心に展開しております。
法人研修事業	一般企業・会計事務所・大学・専門学校を対象として、資格研修・実務研修を行っております。
出版事業	当社（ＴＡＣ出版）及び100％子会社の(株)早稲田経営出版のダブル・ブランドにより、個人教育事業、法人研修事業で培ったノウハウを出版物という形で全国各書店・大学生協で販売し、さらに各拠点窓口で仕入書籍等の販売を行っております。
人材事業	当社の受講者を中心に、会計・法律に強い人材紹介・派遣等の人材ビジネスを展開しております。また、医療事務スタッフの派遣及び診療報酬明細書チェックの業務受託をしております。

(6) 主要な営業所（2021年３月31日現在）

①当社　本　社　東京都千代田区神田三崎町三丁目２番18号
事業所　直営校　22校

名　称	所在地
札　幌　校	北海道札幌市中央区
仙　台　校	宮城県仙台市青葉区
水 道 橋 校	東京都千代田区
新　宿　校	東京都新宿区
早 稲 田 校	東京都新宿区
池　袋　校	東京都豊島区
渋　谷　校	東京都渋谷区
八 重 洲 校	東京都中央区
立　川　校	東京都立川市
中大駅前校	東京都八王子市
町　田　校	東京都町田市

名　称	所在地
横　浜　校	神奈川県横浜市西区
日　吉　校	神奈川県横浜市港北区
大　宮　校	埼玉県さいたま市大宮区
津 田 沼 校	千葉県習志野市
名 古 屋 校	愛知県名古屋市中村区
京　都　校	京都府京都市下京区
梅　田　校	大阪府大阪市北区
な ん ば 校	大阪府大阪市中央区
神　戸　校	兵庫県神戸市中央区
広　島　校	広島県広島市中区
福　岡　校	福岡県福岡市中央区

②子会社等

株式会社ＴＡＣプロフェッションバンク
　東京都千代田区
株式会社ＬＵＡＣ
　東京都千代田区
株式会社早稲田経営出版
　東京都千代田区
株式会社ＴＡＣグループ出版販売
　東京都千代田区
株式会社ＴＡＣ総合管理
　東京都千代田区
株式会社オンラインスクール
　東京都千代田区
株式会社医療事務スタッフ関西
　兵庫県神戸市中央区
株式会社クボ医療
　兵庫県加古郡播磨町
株式会社プロフェッションネットワーク
　東京都千代田区
太科信息技術（大連）有限公司
　中国・大連市
泰克現代教育（大連）有限公司
　中国・大連市

【ご参考】ＴＡＣ事業ネットワーク

事業拠点

■ 直営校

札幌校	横浜校
仙台校	町田校
大宮校	日吉校
津田沼校	名古屋校
水道橋校	京都校
新宿校	梅田校
早稲田校	なんば校
池袋校	神戸校
渋谷校	広島校
八重洲校	福岡校
立川校	太科信息技術（大連）有限公司
中大駅前校	泰克現代教育（大連）有限公司

● 提携校

水戸校	岡山校	熊本校
群馬校	福山校	宮崎校
松本校	高松校	鹿児島校
富山校	徳島校	沖縄校
金沢校	大分校	

(7) 従業員の状況（2021年３月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
個人教育事業	315（244）名	△8（△7）名
法人研修事業	130（38）名	1（5）名
出版事業	48（28）名	△2（7）名
人材事業	26（11）名	△3（1）名
全社	57（10）名	5（△3）名
合計	576（331）名	△7（3）名

（注）従業員数は就業員数であり、臨時雇用者は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
533（304）名	△5（8）名	43.0歳	13.0年

（注）従業員数は就業員数であり、臨時雇用者は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2021年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社千葉銀行	1,755,406千円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,061,250
株式会社きらぼし銀行	782,310
株式会社名古屋銀行	278,480
株式会社三井住友銀行	126,745
株式会社みずほ銀行	119,660
三井住友信託銀行株式会社	118,900
株式会社七十七銀行	100,000

2 会社の現況

(1) 株式の状況（2021年３月31日現在）

①発行可能株式総数　74,000,000株
②発行済株式の総数　18,504,000株
③株主数　13,198名（前期末比　△516名）
④大株主（上位10名）

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
株式会社ヒロ エキスプレス	6,185,500株	33.43%
株式会社増進会ホールディングス	1,850,400	10.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	686,000	3.71
TAC社員持株会	442,000	2.39
学校法人立志舎	392,900	2.12
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	318,600	1.72
小松知史	252,300	1.36
松尾志郎	251,000	1.36
株式会社日本カストディ銀行（信託口５）	168,000	0.91
株式会社日本カストディ銀行（信託口１）	156,200	0.84

（注）１．当社は自己株式68株を保有しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
２．持株比率の計算にあたっては、小数点第３位以下を四捨五入して表示しております。

（2）会社役員の状況

①取締役及び監査役の状況（2021年３月31日現在）

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	多　田　敏　男	株式会社ＬＵＡＣ代表取締役 株式会社ＴＡＣプロフェッションバンク代表取締役会長 株式会社オンラインスクール代表取締役会長 株式会社ＴＡＣ総合管理取締役 株式会社早稲田経営出版取締役 株式会社ＴＡＣグループ出版販売取締役 太科信息技術（大連）有限公司代表取締役 泰克現代教育（大連）有限公司取締役 一般社団法人日本金融人材育成協会代表理事
取締役副社長	近　藤　　敦	教育・経理・総務・法務・情報システム部門担当 株式会社早稲田経営出版取締役 株式会社ＴＡＣグループ出版販売取締役 株式会社プロフェッションネットワーク取締役 株式会社オンラインスクール取締役
常務取締役	小　畑　文　彦	スクール部門担当 株式会社プロフェッションネットワーク代表取締役
常務取締役	金　井　孝　二	法人部門担当 株式会社医療事務スタッフ関西取締役 株式会社クボ医療取締役
取　締　役	長　島　典　男	新規人材事業開発部門担当 株式会社ＴＡＣプロフェッションバンク代表取締役社長
取　締　役	猪　野　　樹	出版部門担当 株式会社早稲田経営出版代表取締役 株式会社ＴＡＣグループ出版販売代表取締役 太科信息技術（大連）有限公司取締役
取　締　役	阿　部　茂　雄	光村印刷株式会社代表取締役社長　社長執行役員
取　締　役	池　上　　玄	池上玄公認会計士事務所代表 帝人株式会社社外監査役 スミダコーポレーション株式会社社外取締役（監査委員）

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
常勤監査役	平　賀　大二郎	株式会社ＴＡＣプロフェッションバンク監査役 株式会社早稲田経営出版監査役 株式会社ＴＡＣグループ出版販売監査役 株式会社プロフェッションネットワーク監査役 株式会社オンラインスクール監査役 株式会社ＴＡＣ総合管理監査役 株式会社医療事務スタッフ関西監査役 株式会社クボ医療監査役 一般社団法人日本金融人材育成協会監事 税理士
監　査　役	原　口　　健	弁護士（ひすい総合法律事務所所長）
監　査　役	丹　羽　厚太郎	弁護士（みなつき法律事務所パートナー） 株式会社ニーズウェル社外監査役

（注）１．取締役阿部茂雄氏及び取締役池上玄氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
２．監査役原口健氏及び監査役丹羽厚太郎氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
３．常勤監査役平賀大二郎氏は税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．取締役阿部茂雄氏、取締役池上玄氏及び監査役丹羽厚太郎氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

②責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役阿部茂雄氏、取締役池上玄氏、監査役原口健氏および監査役丹羽厚太郎氏が、それぞれ職務執行の対価として受け取る財産上の利益の１年間当たりの額に相当する額として会社法施行規則第113条に定める方法により計算される額に２を乗じた額および新株予約権を引受けた場合における当該新株予約権に関する財産上の利益に相当する額として会社法施行規則第114条に定める方法により算定される額の合計額としております。

③取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支　給　人　数	報酬等の総額
取　　締　　役	8名	159,474千円
(うち、社外取締役)	(2名)	(19,999千円)
監　　査　　役	3名	13,500千円
(うち、社外監査役)	(2名)	(7,500千円)
合　　計	11名	172,974千円
(うち、社外役員)	(4名)	(27,499千円)

(注) 1．報酬等の総額が基本報酬のみで構成されているため、報酬等の総額の内訳の記載を省略しております。
2．当社は、2004年4月26日の取締役会において役員退職慰労金制度を廃止し、取締役及び監査役に対して、制度廃止までの在任期間に対応する退職慰労金を、当該役員の退任時に株主総会決議を経たうえで当社の内規に従い贈呈することとしております。

(上記報酬等に関する事項)

イ．取締役及び監査役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

当社取締役の報酬の額は、2007年6月20日開催の第24回定時株主総会において月額25百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名(うち、社外取締役は0名)です。

当社監査役の報酬の額は、2001年6月13日開催の第18回定時株主総会において月額4百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

ロ．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

(当該方針の決定の方法)

取締役会の決議により決定しております。

(当該方針の内容の概要)

当社は固定報酬制度を採用しており、業績連動型の変動報酬制度は導入しておりません。また、報酬はすべて現金報酬としており、自社株報酬制度は採用しておりません。なお、報酬は客観性および透明性の観点から取締役の役職に応じた報酬の目安を設けております。

(当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由)

当社では、取締役の役職に応じた報酬の目安を設けていること、具体的な金額の検討には取締役副社長も参加し相互監視の体制を整備していること、さらに、社外取締役にも適宜意見を求めていることから、取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると判断しております。

ハ．取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項

（委任を受けた者の氏名、地位及び担当）

当社では、代表取締役である多田敏男が、取締役の個人別の報酬等の最終的な決定をしております。

（委任された権限の内容・理由等）

当社では、個人別の報酬等の決定にあたり、取締役の役職に応じた報酬の目安を参考に複数の取締役（代表取締役および取締役副社長）によって検討を行うとともに、適宜社外取締役に意見を求める措置を講じております。そのため、不適切な報酬額となることが低いことから、報酬額等の最終的な決定については代表取締役に委任しております。

④社外役員に関する事項

イ．重要な兼職先と当社との関係

取締役阿部茂雄氏は光村印刷株式会社の代表取締役社長を兼務しております。当社は当該重要な兼職先との間で重要な取引関係はありません。

取締役池上玄氏は池上玄公認会計士事務所代表、帝人株式会社社外監査役及びスミダコーポレーション株式会社社外取締役（監査委員）を兼務しております。当社は当該重要な兼職先との間で重要な取引関係はありません。

監査役原口健氏はひすい総合法律事務所所長を兼務しております。当社は一部の訴訟案件について同事務所に対し当社の訴訟代理人を依頼しております。

監査役丹羽厚太郎氏はみなつき法律事務所パートナー及び株式会社ニーズウェル社外監査役を兼務しております。当社は当該重要な兼職先との間で重要な取引関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況等

（取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況）

取締役阿部茂雄氏は16回中16回（出席率100％）、池上玄氏は16回中16回（出席率100％）、それぞれ取締役会に出席し、これまでに培ってきた豊富な知識や上場企業のマネジメント経験に基づいた有益な意見発信を行っております。

監査役原口健氏は16回中16回（出席率100％）、丹羽厚太郎氏は16回中15回（出席率93.8％）、それぞれ取締役会に出席し、弁護士としての専門的見地から取締役会の意思決定の適法性を確保するための有用な助言を行っております。また両氏とも、監査役会に６回中６回(出席率100％）出席し、監査の状況等について適宜意見を述べております。

（社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要）

社外取締役阿部茂雄氏及び池上玄氏は、上記に加え、当社の取締役の報酬等の額の決定や取締役候補者の選任に際しても、独立した客観的な立場から有益な助言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

①名　　称　太陽有限責任監査法人

②報　酬　等　の　額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,000千円

(注) 1．当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の実施状況及び報酬の見積りの算定根拠などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。
2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③非監査業務の内容

該当事項はありません。

④会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。ただし、百分率は小数第２位を、また１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額は表示単位未満を四捨五入しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：千円)

科　目	(ご参考) 前連結会計年度 (2020年3月31日現在)	当連結会計年度 (2021年3月31日現在)
資産の部		
流動資産	**9,716,969**	**10,501,967**
現金及び預金	4,287,322	5,149,331
売掛金	3,860,003	3,792,077
有価証券	200,085	200,011
商品及び製品	514,042	541,892
仕掛品	10,116	1,898
原材料及び貯蔵品	341,476	350,485
その他	511,232	473,062
貸倒引当金	△7,310	△6,793
固定資産	**10,536,230**	**9,915,875**
有形固定資産	**4,746,837**	**4,760,127**
建物及び構築物	1,813,021	1,825,773
機械装置及び運搬具	7,878	5,459
工具器具及び備品	136,342	142,629
土地	2,744,159	2,744,159
リース資産	45,435	42,105
無形固定資産	**300,168**	**233,301**
その他	300,168	233,301
投資その他の資産	**5,489,224**	**4,922,446**
投資有価証券	1,349,053	965,555
関係会社出資金	6,385	6,385
保険積立金	604,882	617,056
差入保証金	2,806,899	2,790,446
長期預金	100,000	－
繰延税金資産	455,211	370,032
その他	199,070	205,241
貸倒引当金	△32,277	△32,272
資産の部合計	**20,253,199**	**20,417,842**

(注) 前連結会計年度はご参考（監査対象外）です。

科　目	(ご参考) 前連結会計年度 (2020年3月31日現在)	当連結会計年度 (2021年3月31日現在)
負債の部		
流動負債	**10,725,508**	**11,298,957**
買掛金	495,222	633,888
短期借入金	790,000	1,190,000
1年内返済予定長期借入金	1,141,360	720,558
未払法人税等	18,783	133,345
返品調整引当金	499,824	458,892
返品廃棄損失引当金	313,257	269,052
賞与引当金	192,146	198,633
資産除去債務	78,762	106,489
前受金	6,176,689	6,294,969
その他	1,019,461	1,293,127
固定負債	**4,049,559**	**3,303,244**
長期借入金	3,256,063	2,535,505
役員退職慰労未払金	25,077	25,077
資産除去債務	693,765	679,168
修繕引当金	37,300	37,300
その他	37,353	26,193
負債の部合計	**14,775,067**	**14,602,201**
純資産の部		
株主資本	**5,495,006**	**5,808,173**
資本金	940,200	940,200
資本剰余金	790,547	790,547
利益剰余金	3,764,284	4,077,451
自己株式	△25	△25
その他の包括利益累計額	**△23,980**	**△100**
その他有価証券評価差額金	△30,666	△19,388
為替換算調整勘定	6,685	19,288
非支配株主持分	**7,105**	**7,567**
純資産の部合計	**5,478,131**	**5,815,641**
負債・純資産の部合計	**20,253,199**	**20,417,842**

連結損益計算書

(単位：千円)

科　　目	（ご参考）前連結会計年度 (2019年４月１日から2020年３月31日まで)	**当連結会計年度** **(2020年４月１日から2021年３月31日まで)**
売上高	**20,331,697**	**19,749,802**
売上原価	**12,587,325**	**12,065,610**
売上総利益	**7,744,372**	**7,684,192**
返品調整引当金戻入額	505,634	499,824
返品調整引当金繰入額	499,824	458,892
差引売上総利益	**7,750,182**	**7,725,123**
販売費及び一般管理費	**7,588,051**	**7,320,549**
営業利益	**162,130**	**404,573**
営業外収益	**150,765**	**297,912**
受取利息	15,832	11,278
受取配当金	36	36
受取手数料	6,356	5,102
投資有価証券運用益	10,056	18,209
受取保険金	95,625	–
助成金収入	–	166,749
受取補償金	–	74,580
持分法による投資利益	7,478	7,945
その他	15,380	14,011
営業外費用	**52,153**	**56,231**
支払利息	42,514	38,464
支払手数料	7,220	8,132
その他	2,417	9,635
経常利益	**260,742**	**646,254**
特別利益	**24,228**	**376**
受取和解金	24,228	–
固定資産売却益	–	376
特別損失	**171,664**	**30,057**
減損損失	5,133	4,678
固定資産除売却損	10,850	25,378
特別功労金	155,680	–
税金等調整前当期純利益	**113,307**	**616,573**
法人税・住民税及び事業税	50,872	129,404
法人税等調整額	△42,523	80,201
当期純利益	**104,959**	**406,968**
非支配株主に帰属する当期純利益	1,640	1,281
親会社株主に帰属する当期純利益	**103,318**	**405,686**

（注）前連結会計年度はご参考（監査対象外）です。

計算書類

貸借対照表

(単位：千円)

科目	(ご参考) 前事業年度 (2020年3月31日現在)	当事業年度 (2021年3月31日現在)
資産の部		
流動資産	**8,047,946**	**8,731,134**
現金及び預金	3,001,480	3,703,816
売掛金	3,513,221	3,488,577
有価証券	200,085	200,011
商品及び製品	475,699	492,317
仕掛品	7,651	1,644
原材料及び貯蔵品	339,077	348,456
前払費用	403,222	376,489
その他	112,530	124,507
貸倒引当金	△5,022	△4,687
固定資産	**10,726,729**	**10,107,416**
有形固定資産	**4,726,793**	**4,736,185**
建物	1,792,820	1,805,141
構築物	7,357	4,981
機械及び装置	6,885	5,459
工具器具及び備品	130,134	134,337
土地	2,744,159	2,744,159
リース資産	45,435	42,105
無形固定資産	**290,865**	**231,562**
ソフトウェア	269,426	208,306
その他	21,439	23,256
投資その他の資産	**5,709,071**	**5,139,667**
投資有価証券	1,338,486	947,044
関係会社株式	240,268	240,268
関係会社出資金	46,385	46,385
破産更生債権等	34,991	34,991
長期預金	100,000	–
長期貸付金	–	10,000
関係会社長期貸付金	40,892	28,413
差入保証金	2,803,615	2,787,129
保険積立金	604,882	617,056
繰延税金資産	391,954	320,538
その他	153,118	153,290
貸倒引当金	△45,524	△45,449
資産の部合計	**18,774,676**	**18,838,550**

(注) 前事業年度はご参考（監査対象外）です。

科目	(ご参考) 前事業年度 (2020年3月31日現在)	当事業年度 (2021年3月31日現在)
負債の部		
流動負債	**10,527,399**	**11,117,248**
買掛金	479,976	616,735
短期借入金	790,000	1,190,000
1年内返済予定長期借入金	1,141,360	720,558
リース債務	17,733	24,039
未払金	339,778	621,137
未払費用	470,146	469,727
未払法人税等	–	104,286
前受金	6,175,524	6,293,520
預り金	172,194	161,921
返品調整引当金	419,426	388,810
返品廃棄損失引当金	253,179	223,664
賞与引当金	183,490	189,829
資産除去債務	78,762	106,489
その他	5,824	6,527
固定負債	**4,049,559**	**3,303,244**
長期借入金	3,256,063	2,535,505
リース債務	37,353	26,193
役員退職慰労未払金	25,077	25,077
資産除去債務	693,765	679,168
修繕引当金	37,300	37,300
負債の部合計	**14,576,958**	**14,420,492**
純資産の部		
株主資本	**4,228,384**	**4,437,446**
資本金	**940,200**	**940,200**
資本剰余金	**790,547**	**790,547**
資本準備金	790,547	790,547
利益剰余金	**2,497,662**	**2,706,723**
利益準備金	19,978	19,978
その他利益剰余金	2,477,684	2,686,745
繰越利益剰余金	2,477,684	2,686,745
自己株式	**△25**	**△25**
評価・換算差額等	**△30,666**	**△19,388**
その他有価証券評価差額金	**△30,666**	**△19,388**
純資産の部合計	**4,197,718**	**4,418,057**
負債・純資産の部合計	**18,774,676**	**18,838,550**

損益計算書

(単位：千円)

科　　目	（ご参考）前事業年度 (2019年４月１日から2020年３月31日まで)	**当事業年度** **(2020年４月１日から2021年３月31日まで)**
売上高	**19,577,318**	**19,058,153**
売上原価	**12,104,216**	**11,658,175**
売上総利益	**7,473,101**	**7,399,978**
返品調整引当金戻入額	432,177	419,426
返品調整引当金繰入額	419,426	388,810
差引売上総利益	**7,485,852**	**7,430,594**
販売費及び一般管理費	**7,445,365**	**7,207,146**
営業利益	**40,486**	**223,448**
営業外収益	**309,881**	**315,505**
営業外費用	**52,106**	**54,831**
経常利益	**298,261**	**484,122**
特別利益	**24,228**	**－**
受取和解金	24,228	－
特別損失	**171,664**	**30,057**
固定資産除売却損	10,850	25,378
減損損失	5,133	4,678
特別功労金	155,680	－
税引前当期純利益	**150,826**	**454,064**
法人税・住民税及び事業税	18,736	86,044
法人税等調整額	△47,380	66,438
当期純利益	**179,470**	**301,580**

（注）　前事業年度はご参考（監査対象外）です。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月20日

ＴＡＣ株式会社
取締役会御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　泉　淳一　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　髙橋康之　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ＴＡＣ株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＴＡＣ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月20日

ＴＡＣ株式会社
取締役会御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　泉　淳一　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　髙橋康之　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ＴＡＣ株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第38期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月25日

ＴＡＣ株式会社　監査役会

常勤監査役　平　賀　大二郎　㊞

社外監査役　原　口　　健　㊞

社外監査役　丹　羽　厚太郎　㊞

以　上

株主総会参考書類

＜会社提案(第１号議案から第６号議案まで)＞

第１号議案　剰余金配当の件

当社は株主還元を重要な経営課題と位置付けており、具体的な配当額については、将来の成長のための内部留保の充実を図りつつ株主還元とのバランスを考慮して決定してまいりたいと存じます。

当期の期末配当金につきましては、当期の業績と今後の事業展開などを勘案して、以下のとおり１株につき３円とさせていただきたいと存じます。これにより、当期の年間配当金は、既に実施しました中間配当金２円と合わせて、１株につき５円となります。

(1) 配当財産の種類
金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金３円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、55,511,796円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年６月28日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

(1) 変更の理由

当社は「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」への移行に伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する内容の新設並びに監査役及び監査役会に関する内容の削除等、所要の変更を行うものです。

なお、本議案における定款変更については、本総会の終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第１章　　総　則	第１章　　総　則
第１条～第３条　（条文省略）	第１条～第３条　（現行どおり）
（機関） 第４条　当会社は、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。	（機関） 第４条　当会社は、取締役会、監査等委員会および会計監査人を置く。
第５条～第16条　（条文省略）	第５条～第16条　（現行どおり）
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
（員数） 第17条　当会社の取締役は、15名以内とする。	（員数） 第17条　　（現行どおり）
（新　設）	②　前項の取締役のうち監査等委員である取締役は、４名以内とする。
（選任） 第18条　当会社の取締役は、株主総会において選任する。	（選任） 第18条　当会社の取締役は、株主総会において監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。
②　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（現行どおり）
③　当会社の取締役の選任は、累積投票によらないものとする。	（現行どおり）
（新　設）	④　当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

現行定款	変更案
（新　設）	⑤　補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議の効力は、当該決議後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
（任期） 第19条　当会社の取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。	（任期） 第19条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新　設）	②　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新　設）	③　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。
第20条～第21条　（条文省略）	第20条～第21条　（現行どおり）
（招集通知） 第22条　当会社の取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	（招集通知） 第22条　当会社の取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
（決議の方法） 第23条　当会社の取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 ②　当会社は、取締役全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意し、監査役が異議を述べないときは、当該決議があったものとみなす。	（決議の方法） 第23条　　（現行どおり） ②　当会社は、取締役全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議があったものとみなす。

現行定款	変更案
（新　設）	（重要な業務執行の決定の委任） 第24条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
（取締役会規程） 第24条　（条文省略）	（取締役会規程） 第25条　（現行どおり）
（報酬等） 第25条　当会社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。	（報酬等） 第26条　当会社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。
（取締役の責任免除） 第26条　当会社は、取締役の賠償責任につき、法令の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、これを免除することができる。 ②　当会社は、社外取締役との間で、法令の定める金額の合計額を賠償限度とする旨の契約を締結することができる。	（取締役の責任免除） 第27条　（現行どおり） ②　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第５章　監査役および監査役会	第５章　監査等委員会
（員数） 第27条　当会社の監査役は、４名以内とする。	（削　除）

現行定款	変更案
（選任） 第28条　当会社の監査役は、株主総会において選任する。 ②　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削　除）
（任期） 第29条　当会社の監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②　任期終了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削　除）
（常勤の監査役） 第30条　当会社の監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	（削　除）
（監査役会の招集通知） 第31条　当会社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	（削　除）
（監査役会の決議方法） 第32条　当会社の監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合のほか、監査役の過半数をもって行う。	（削　除）
（監査役会規程） 第33条　当会社の監査役会は、法令または本定款に定める事項のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（削　除）

現行定款	変更案
（報酬等） 第34条　当会社の監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。	（削　除）
（監査役の責任免除） 第35条　当会社は、監査役の賠償責任につき、法令の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、これを免除することができる。 ②　当会社は、社外監査役との間で、法令の定める金額を賠償限度とする旨の契約を締結することができる。	（削　除）
（新　設）	（監査等委員会の招集通知） 第28条　当会社の監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
（新　設）	（決議の方法） 第29条　当会社の監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
（新　設）	（監査等委員会規程） 第30条　当会社の監査等委員会は、法令または本定款に定める事項のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第６章　会計監査人	第６章　会計監査人
第36条～第37条　（条文省略）	第31条～第32条　（現行どおり）

現行定款	変更案
（報酬等） 第38条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	（報酬等） 第33条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第７章　計　算	第７章　計　算
第39条～第42条　（条文省略）	第34条～第37条　（現行どおり）
附　則	附　則
第１条　当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託する。	（削　除）
第２条　前条および本条は、平成22年１月６日をもって削除する。	（削　除）
（新　設）	第１条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、第38回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を法令の定める金額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。 ②　第38回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第１項の責任を限定する契約については、同株主総会の決議による変更前の定款第35条第２項の定めるところによる。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）12名選任の件

当社は第２号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行し、現在の取締役全員（８名）は本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては取締役（監査等委員である取締役を除く。）12名（うち、社外取締役候補者２名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。取締役候補者（監査等委員である取締役候補者を除く。）は次のとおりであります。

1　多田（ただ）　敏男（としお）（1953年12月３日生）

再任

所有する当社株式の数　10,000株

略歴、地位及び担当

1984年１月　当社入社
1990年12月　当社取締役　法人部門担当
1998年３月　当社専務取締役
2004年８月　教育部門担当
2007年６月　当社取締役副社長
2009年10月　スクール部門担当
2010年４月　㈱ＴＡＣプロフェッションバンク代表取締役会長(現任)
2012年12月　㈱ＴＡＣ総合管理取締役(現任)
2017年９月　一般社団法人日本金融人材育成協会代表理事(現任)
2018年10月　当社代表取締役社長(現任)

重要な兼職の状況

泰克（たっく）現代教育(大連)有限公司取締役
太科信息技術(大連)有限公司代表取締役
㈱ＬＵＡＣ代表取締役
㈱ＴＡＣプロフェッションバンク代表取締役会長
㈱オンラインスクール代表取締役会長
㈱ＴＡＣ総合管理取締役
㈱早稲田経営出版取締役
㈱ＴＡＣグループ出版販売取締役
一般社団法人日本金融人材育成協会代表理事

取締役候補者とする理由

多田敏男氏は、これまで教育部門、法人部門、スクール部門等、当社グループが基盤とする資格取得支援事業を長きにわたり牽引してきております。その豊富な経験を生かし、今後も当社業績への貢献が期待されることから、取締役候補者としております。

2 近藤（こんどう） 敦（あつし） (1961年9月21日生)

再任

所有する当社株式の数 27,000株

略歴、地位及び担当

1985年9月 当社入社(税理士講座社員講師)
1999年3月 経理部長
2006年6月 当社取締役　経理部門(現任)、情報システム部門担当
2007年8月 通信教育部門・カスタマーセンター担当
2009年6月 当社常務取締役
2009年7月 ㈱早稲田経営出版取締役
2009年8月 当社教育部門担当(現任)
2011年4月 ㈱ＴＡＣグループ出版販売取締役(現任)
2012年5月 ㈱プロフェッションネットワーク取締役(現任)
2013年5月 当社出版部門担当
㈱オンラインスクール取締役(現任)
2013年6月 当社専務取締役
2018年10月 当社取締役副社長(現任)
2019年7月 総務・法務・情報システム部門担当(現任)

重要な兼職の状況

㈱早稲田経営出版取締役
㈱ＴＡＣグループ出版販売取締役
㈱プロフェッションネットワーク取締役
㈱オンラインスクール取締役

取締役候補者とする理由

近藤敦氏は、会計・税務に関する優れた知見を有するとともに、当社グループでの多様な経験から様々な業務に精通しております。今後も当社グループの企業価値向上への貢献が期待されることから、取締役候補者としております。

3 金井（かない） 孝二（こうじ） (1961年12月17日生)

再任

所有する当社株式の数 3,000株

略歴、地位及び担当

1985年2月 当社入社
1998年9月 第五教育部長
2006年8月 執行役員法人事業部長
2007年6月 当社取締役　法人部門(現任)・法務部門担当
2010年6月 当社常務取締役(現任)
2014年7月 ㈱医療事務スタッフ関西取締役(現任)
㈱クボ医療取締役(現任)

重要な兼職の状況

㈱医療事務スタッフ関西取締役
㈱クボ医療取締役

取締役候補者とする理由

金井孝二氏は、当社の主要講座の一つである公務員講座を中心とした個人教育部門の経験と法人事業部における豊富な実績も有しております。今後も法人研修事業における様々な事業を推進し当社業績への貢献が期待されることから、取締役候補者としております。

4 猪野（いの） 樹（たつき） （1969年６月30日生）

再 任

所有する当社株式の数 2,000株

略歴、地位及び担当

1994年11月 当社入社(広報部)
1997年７月 当社退社
2005年９月 当社入社、教育第一事業部
2007年４月 キャリアサポートセンター責任者
2007年８月 法務部長
2008年９月 執行役員総務人事部長兼法務部長
2010年４月 執行役員人事部長兼法務部長
2011年11月 太科信息技術(大連)有限公司取締役(現任)
2015年６月 当社取締役(現任)　人事・法務・情報システム部門担当
2016年11月 管理本部部門担当
2018年６月 出版事業部長・出版部門担当(現任)、法務・総務・情報システム部門担当
㈱早稲田経営出版代表取締役(現任)
㈱ＴＡＣグループ出版販売代表取締役(現任)

重要な兼職の状況

㈱早稲田経営出版代表取締役
㈱ＴＡＣグループ出版販売代表取締役
太科信息技術(大連)有限公司取締役

取締役候補者とする理由

猪野樹氏は、当社グループの売上及び利益の柱の一つである出版事業部を担当しております。幅広いアイデアを有するとともに強いリーダーシップを発揮することで今後も当社業績への貢献が期待されることから、取締役候補者としております。

5 干潟（ひがた） 康夫（やすお） （1964年１月12日生）

新 任

所有する当社株式の数 100株

略歴、地位及び担当

1992年９月 当社入社(社員講師)
1999年４月 国際部長
2004年９月 第六教育企画部長
2009年10月 教育第三事業部長(現任)
2011年５月 泰克現代教育(大連)有限公司 董事(現任)
2015年６月 執行役員 教育第三事業部長
2017年９月 一般社団法人日本金融人材育成協会理事(現任)

重要な兼職の状況

泰克（たいく）現代教育(大連)有限公司董事
一般社団法人日本金融人材育成協会理事

取締役候補者とする理由

干潟康夫氏は、当社グループのIT関連講座およびファイナンス(金融)講座と法人事業部を長きにわたり担当し、多くの実績を残しております。その豊富な経験と培った多方面へのネットワークを活かし当社業績への貢献が期待されることから、取締役候補者としております。

6 横山 太一（よこやま たいち）（1971年２月８日生）

新 任

所有する当社株式の数 8,500株

略歴、地位及び担当

1995年９月 当社入社
2010年４月 教育第五事業部長
2015年６月 執行役員 教育第五事業部長
2018年６月 執行役員 教育第一事業部長(現任)

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とする理由

横山太一氏は、当社の個人教育部門における主要講座である公務員講座及び公認会計士講座を中心に多くの講座を担当し、当社業績に多大な貢献をしております。今後も教育部門における豊富な経験を活かし、当社業績への貢献が期待されることから、取締役候補者としております。

7 高橋 裕（たかはし ゆたか）（1971年５月９日生）

新 任

所有する当社株式の数 200株

略歴、地位及び担当

1998年４月 当社入社
2012年７月 教育第六事業部長
2013年５月 教育第四事業部長(現任)
2016年６月 執行役員 教育第四事業部長

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とする理由

高橋裕氏は、当社の法律系講座を担当し、早稲田セミナーとの事業統合や建築士講座・教員講座等の新規講座開発など、個人教育部門における多くの経験と実績を有しております。今後も当社グループ発展のための貢献が期待されることから、取締役候補者としております。

8 川野 貴未（かわの たかみ）（1971年９月28日生）

新 任

所有する当社株式の数 1,400株

略歴、地位及び担当

1997年11月 当社入社
2012年７月 教育第四事業部長
2013年５月 ㈱オンラインスクール取締役(現任)
2016年６月 執行役員 教育第四事業部副部長
2019年７月 執行役員 業務効率化推進室長(現任)

重要な兼職の状況

㈱オンラインスクール取締役

取締役候補者とする理由

川野貴未氏は、個人教育部門における経験のほか、子会社のオンラインスクールの経営に携わることで、当社グループの事業領域の拡大に尽力してまいりました。また、IT化の進展に伴い、当社グループの拠点設置計画の再構築等、費用構造改革でもリーダーシップを発揮しており今後も当社グループの業績への貢献が期待されることから、取締役候補者としております。

9 野中 将二（のなか しょうじ）（1978年９月10日生）

新 任

所有する当社株式の数 －株

略歴、地位及び担当

2001年４月 中央青山監査法人入所
2007年７月 新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所
2010年９月 当社入社
2010年10月 企業戦略室長
2015年７月 IR室長(現任)
2016年６月 執行役員 IR室長
2016年11月 執行役員 IR室長兼経営企画室長
2019年７月 執行役員 IR室長兼法務部長(現任)

重要な兼職の状況

―

取締役候補者とする理由

野中将二氏は、公認会計士として監査法人での監査やコンサルティングに基づく豊富な知識と経験を有しております。当社入社後もIR室、経営企画室、法務部等を担当し、当社グループのガバナンス強化やM&A戦略等で専門的な能力を発揮しております。今後もグループ全体の企業価値向上への貢献が期待されることから、取締役候補者としております。

10 齋藤（さいとう） 智記（ともき） （1983年９月10日生）

新 任

所有する当社株式の数 127,900株

略歴、地位及び担当

2008年12月 監査法人トーマツ入所
2015年６月 当社入社
2018年10月 執行役員 経営企画室長(現任)
2019年７月 執行役員 経営企画室長兼経理部長(現任)

重要な兼職の状況

㈱ヒロ エキスプレス取締役

取締役候補者とする理由

齋藤智記氏は、公認会計士資格及び経営学修士（MBA）を有し、財務・会計及び企業経営に関する専門的知識を有しております。当社入社後は経営企画室、経理部を担当し、経営戦略の立案やM&A戦略に関わるなど当社グループの経営に関与しております。今後も当社の経営理念を実現し、当社グループの発展に貢献が期待できることから、取締役候補者としております。

11 阿部（あべ） 茂雄（しげお） （1949年10月26日生）

社 外　再 任

所有する当社株式の数 ー株

略歴、地位及び担当

1972年４月 ㈱富士銀行入行
1990年11月 同行郡山支店長
1993年５月 同行支店部業務第二部長
1996年５月 同行難波支店長
1999年５月 同行神田支店長
2002年４月 光村印刷㈱営業統括本部第四営業本部長
2002年６月 同社取締役
2005年６月 同社取締役上席執行役員
2008年６月 同社取締役常務執行役員
2012年６月 同社取締役専務執行役員
2014年６月 光村印刷㈱取締役副社長執行役員
2015年６月 同社代表取締役社長 社長執行役員(現任)
2015年６月 当社社外取締役(現任)
2018年10月 新村印刷(株)取締役会長(現任)

重要な兼職の状況

光村印刷㈱代表取締役社長 社長執行役員

社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要等

阿部茂雄氏は当社が2001年にJASDAQ上場した当時、当社メインバンクである(株)富士銀行神田支店長として当社を担当しており、当社の業種・業態に深い理解を有しており、かつ、人格識見及び財務的素養にたいへん優れております。同時に、上場企業である光村印刷(株)のマネジメント経験も豊富であり、さまざまな助言や意見が期待されることから、引き続き社外取締役候補者としております。阿部茂雄氏は当社取締役に就任後６年を経過しております。

12 池上 玄（いけがみ げん） (1955年1月10日生)

社外 再任

所有する当社株式の数 ー株

略歴、地位及び担当

1980年９月 昭和監査法人入所
1983年３月 公認会計士登録
1992年５月 米国公認会計士(カリフォルニア州)登録
2000年５月 監査法人太田昭和センチュリー(現 EY新日本有限責任監査法人)代表社員
2003年１月 金融庁・企業会計審議会 臨時委員
2004年７月 日本公認会計士協会 常務理事
2010年７月 公益財団法人財務会計基準機構 理事
2013年７月 日本公認会計士協会 副会長(2010年７月より重任)
2015年６月 池上玄公認会計士事務所 代表(現任)
2015年７月 帝人㈱社外監査役(現任)
2016年６月 当社社外取締役(現任)
2016年７月 日本公認会計士協会 相談役
2017年９月 慶應義塾大学商学部 特別招聘教授(非常勤)
2021年３月 スミダコーポレーション㈱社外取締役(監査委員)(現任)

重要な兼職の状況

池上玄公認会計士事務所 代表
帝人㈱社外監査役
スミダコーポレーション㈱社外取締役(監査委員)

社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要等

池上玄氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として監査法人での監査に基づく豊富な経験と知識を有していることから社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。同氏からは、ガバナンス体制の強化と事業運営についての助言や意見が期待されることから、引き続き社外取締役候補者としております。池上玄氏は当社取締役に就任後５年を経過しております。

（注）１．各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．阿部茂雄氏および池上玄氏は、法令に定める社外取締役候補者であります。
３．阿部茂雄氏および池上玄氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
４．当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、賠償金、和解金および訴訟費用などの損害を当該保険契約により補填することとしています。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
５．当社と阿部茂雄氏および池上玄氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本議案が承認され重任されることを条件として、同契約を更新する予定であります。
６．当社が阿部茂雄氏および池上玄氏との間で更新予定である５．に記載の契約に基づく損害賠償責任の限度額は、阿部茂雄氏および池上玄氏が職務執行の対価として受ける財産上の利益の１年間当たりの額に相当する額として会社法施行規則第113条に定める方法により算定される額に２を乗じた額および新株予約権を引受けた場合における当該新株予約権に関する財産上の利益に相当する額として会社法施行規則第114条に定める方法により算定される額の合計額としております。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は第２号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

1　原口（はらぐち）　健（けん）　（1964年２月８日生）

社外　新任

所有する当社株式の数　－株

略歴、地位及び担当

1991年４月　弁護士登録
1995年３月　大島総合法律事務所入所
1999年10月　ハートアンドブレインコンサルティング㈱監査役
2001年６月　当社社外監査役(現任)
2006年６月　ひすい総合法律事務所所長(現任)

重要な兼職の状況

ひすい総合法律事務所所長

社外取締役(監査等委員)候補者とする理由及び期待される役割の概要等

原口健氏は、2001年６月から監査役を務めており、弁護士として高度に専門的な知見と経験をもとに、大局的かつ専門的見地から適切に監査を行っております。同氏は、業務執行から独立した立場で監査等委員としての役割・責務を果たすために適切な人材であり、経営の健全性・適正性の確保及び透明性の向上の観点から当社に貢献頂くことが期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者としております。原口健氏は現在当社の社外監査役であり、監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって20年となります。

2 丹羽 厚太郎（にわ こうたろう）（1974年11月26日生）

社外　新任

所有する当社株式の数　－株

略歴、地位及び担当

2000年10月　弁護士登録
　　大島総合法律事務所入所
2004年６月　当社社外監査役(現任)
2006年５月　丹羽総合法律事務所所長
2010年５月　IPAX総合法律事務所パートナー
2011年３月　㈱日本エスコン社外取締役
2015年12月　㈱タンケンシールセーコウ社外取締役
2016年３月　㈱日本エスコン社外取締役(監査等委員)
2016年８月　みなつき法律事務所パートナー(現任)
2016年12月　㈱ニーズウェル社外監査役(現任)

重要な兼職の状況

みなつき法律事務所パートナー
㈱ニーズウェル社外監査役

社外取締役(監査等委員)候補者とする理由及び期待される役割の概要等

丹羽厚太郎氏は、社外取締役または社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として高度に専門的な知見と経験を有しており、また、監査等委員である社外取締役を含む多くの社外役員の経験を有していることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。同氏からは経営の健全性・適正性の確保及び透明性の向上の観点から当社に貢献頂くことが期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者としております。丹羽厚太郎氏は現在当社の社外監査役であり、監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって17年となります。

3 町田 弘香（まちだ ひろか）（1961年10月２日生）

社外　新任

所有する当社株式の数　－株

略歴、地位及び担当

1989年４月　弁護士登録
　　河野法律事務所入所
1991年６月　ワシントン大学ロースクール(L.L.M)卒業
1991年９月　さくら共同法律事務所入所
2003年３月　東邦レマック㈱社外監査役(現任)
2008年６月　ひすい総合法律事務所入所(現任)

重要な兼職の状況

ひすい総合法律事務所弁護士
東邦レマック㈱社外監査役

社外取締役(監査等委員)候補者とする理由及び期待される役割の概要等

町田弘香氏は、社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として高度に専門的な知見と経験を有していることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。同氏からは、経営の健全性・適正性の確保及び透明性の向上の観点から当社に貢献頂くことが期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者としております。

（注）１．各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．原口健氏、丹羽厚太郎氏および町田弘香氏は、法令に定める社外取締役(監査等委員)候補者であります。
３．丹羽厚太郎氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
４．当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、賠償金、和解金および訴訟費用などの損害を当該保険契約により補填することとしています。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
５．当社と原口健氏および丹羽厚太郎氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本議案が承認されることを条件として、同内容で契約を締結する予定であります。また、町田弘香氏が選任された場合、当社は町田弘香氏と同契約を締結する予定であります。
６．当社が原口健氏、丹羽厚太郎氏および町田弘香氏との間で締結予定である５．に記載の契約に基づく損害賠償責任の限度額は、原口健氏、丹羽厚太郎氏および町田弘香氏が職務執行の対価として受ける財産上の利益の１年間当たりの額に相当する額として会社法施行規則第113条に定める方法により算定される額に２を乗じた額および新株予約権を引受けた場合における当該新株予約権に関する財産上の利益に相当する額として会社法施行規則第114条に定める方法により算定される額の合計額としております。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額については、2007年６月20日開催の第24回定時株主総会において、月額25百万円以内と決議いただいております。

この度、当社は第２号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情及び当社取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針を勘案し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、月額25百万円以内（うち社外取締役分は３百万円以内）とさせていただきたいと存じます。また、当該報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。なお、当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は事業報告17頁に記載の通りであり、その内容は、本議案をご承認いただいた場合の決定方針としても引き続き相当であると考えられることから、権限が適切に行使されるための措置に関して、現在の社外取締役に適宜意見を求める方法から、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び代表取締役並びに取締役副社長で構成される報酬委員会に諮問する方法に変更予定である点を除き、当該方針を変更することは予定しておりません。

本議案は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して付与する固定の金銭報酬に関する報酬枠を決定する議案であるところ、当該方針において定められた個人別の固定の金銭報酬に関する算定の基準、取締役報酬全体に対して占める割合の水準、付与対象となる取締役の人数等に照らした報酬枠として必要かつ合理的な内容となっており、相当であると判断しております。

現在の取締役は８名（うち、社外取締役２名）でありますが、第２号議案及び第３号議案が原案通り承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は12名（うち、社外取締役２名）となります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は第２号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も総合的に勘案し、監査等委員である取締役の報酬等の額を、月額４百万円以内とさせていただきたいと存じます。

当社は、コーポレートガバナンス・内部統制の実効性、経営の健全性・適正性の確保及び透明性の向上がますます不可欠となってくることから、監査等委員である取締役の果たす役割は大変重要であると考えており、以上のことから、本議案に係る報酬等の額は相当であると判断しております。

第２号議案及び第４号議案が原案通り承認可決されますと、監査等委員である取締役は３名（うち、社外取締役３名）となります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

＜株主提案(第７号議案から第12号議案まで)＞

第７号議案から第12号議案までは、株主４名からのご提案によるものであります。各議案、議案の要領及び提案の理由については、原則として提案株主から提出された原文のまま記載しておりますが、提案で言及されている一部の記述については、個人の名誉を侵害するような内容が認められることから、原文を一部修正しております。なお、当社は株主４名から８個の株主提案議案を頂戴しましたが、この内、当社第37回定時株主総会(2020年6月25日開催)において、総株主の議決権の10分の１以上の賛成を得られなかった議案と実質的に同一の議案と判断される２個の株主提案議案については、会社法第305条第６項の定めに従い、本総会における議案として取り扱わないこととしております。

当社取締役会としては、後述の通り、いずれの株主提案にも反対いたします。

第７号議案　定款変更の件（上場の廃止）

１　提案内容

定款に以下の条文を定める。

「当社は直ちに上場を廃止し、以下の要件を満たすまで再上場しないものとする。

(１)利益供与を告発したことを理由に実質解雇された者がいるときはこれを復職させ、総会屋への便宜提供をやめること

(２)斎藤家の支配から脱すること

(３)受講生本位の経営をすること

(４)総会屋への便宜供与を行った役員を退任させること」

２　提案の理由

当社には、退職金が廃止されたにもかかわらず、2億5000万円もの功労金を受領した斉藤博明の息子が入社している。当社は、斎藤家の持株会社が親会社となっており、斎藤家の私物であるから、上場企業に相応しくない。また、総会屋を告発した者を実質的に解雇することは、総会屋への便宜供与も同然であり、このようなことをする会社は上場に相応しくない。また、教育事業の公共性に鑑みるならば、利益第一主義を改め、受講生本位の経営に回帰すべきである。

第７号議案に対する当社取締役会の意見

本議案に反対いたします。

当社は、会社創立以来一貫して「プロフェッションの養成を通して社会に貢献」することを経営理念とし、資格取得を目指す受講生の皆さまに最良の教育サービスをご提供することを意識した事業運営を行っております。また、2001年に店頭公開、2002年に東証２部、2004年に東証1部に上場し現在に至っておりますが、この間、上場企業としての社会的責任を適切に果たしつつ、株主や受講生の皆様に対し上場により享受した事業運営上のメリットの還元に努めており、今後も引き続き上場企業として事業運営を継続していくことが、当社及び受講生を含む当社の利害関係者にとって最善であると考えております。従って、提案内容記載の条文を定款に記載する必要はないと考えます。

第８号議案　取締役の解任

1　提案内容
　猪野樹を解任する。

2　提案の理由
　猪野樹は、特殊株主の利益供与を告発した講師を実質的に解雇することで、特殊株主に加担し、その犯罪行為の実行を事実上幇助している。その一方では、受講生に対して、講座途中での講師交代という多大な不利益を負わせている。また、特殊株主の明らかな乱訴に対して、請求の根拠である講師の訴訟参加を拒否することで訴訟の解決を遅らせた上で、弁護士費用の請求ができるのにしていないことは、実質的には利益供与である。また、Ｂショット社が架空発注をしたなどとして、訴訟まで提起しておきながら、未だに同社と取引をしているのであり、その理由や背景を調査する必要がある。このほか、猪野樹は当社の役員としてふさわしくない行為を多数行っており、その責任を追及するため、委員会の設置が必要である。

第８号議案に対する当社取締役会の意見
　本議案に反対いたします。
　当社の取締役の任期は、取締役選任後１年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までと定款において定めており、本定時総会終結の時をもって取締役猪野樹氏は任期満了となります。そのため、猪野樹取締役を解任するという本議案は実質的には意味はなく、会社提案である第３号議案（取締役(監査等委員である取締役を除く。)12名選任の件）に対する反対票として取り扱えば足りると考えますが、念のため、本議案を上程した上で反対いたします。
　反対理由は上記のほか、当社取締役の猪野樹氏が法令及び定款に従い、取締役としての職務を忠実に遂行していること、提案理由に記載されているＢショット社との取引は、他の取引先で代替可能な業務について順次取引先を変更し、昨年の当社第37回定時株主総会開催日（2020年６月25日）時点で同社との取引は全て解消済みであること及び現在も取引は行っていないこと等であります。

第９号議案　定款変更の件（共同親権への努力）

1　提案内容
　定款に、以下の条文を定める。
　「当社は、共同親権の実現のため、署名活動への協力その他の努力をするよう努めるものとする。」

2　提案理由
　欧米諸国や中国、ロシア、韓国など先進国が軒並み選択的共同親権を採用する中、我が国は北朝鮮などとともに強制的単独親権を採用する稀有な国である。このため、面会交流の実施率が３割、養育費の支払い率が２割にとどまっている。また、弁護士が主導する形での子供の連れ去りなどの問題も起きている。「知の未来を拓く」などと高尚な目標を掲げるのであれば、選択的共同親権の実現に努力すべきである。

第９号議案に対する当社取締役会の意見

本議案に反対いたします。

本議案は、離婚後の親権のあり方に関して、現行法の単独親権ではなく共同親権に改めるための努力を当社においてすべきである旨を定款に規定すべきという内容ですが、このような会社業務との関連性が乏しい内容を規定することは営利法人たる会社の定款記載事項としての適切性を欠くと考えております。従って、提案内容記載の条文を定款に記載する必要はないと考えます。

第10号議案　定款変更の件（講師の資質維持）

１　提案内容

定款に以下の条文を定める。

「毎年の合格者が１００００人を超える資格試験において、全科目を教える講師は、少なくとも３年に一度は当該試験を受験し、合格しなければならないものとする。」

２　提案の理由

講師に必要な資質は多岐にわたるが、担当する試験についての知識が必須であることはいうまでもない。また、少なくとも３年に一度は受験することにより、受験者の立場に立った指導が可能となる。一方、合格者の少ない試験種では、講師が受験することで、受講生の合格枠を奪う可能性があるから、毎年の合格者が１００００人を超える試験種に限るものとする。

第10号議案に対する当社取締役会の意見

本議案に反対いたします。

本議案は、特定の講座を担当する講師の条件を定款に規定すべきという提案ですが、会社定款は会社組織活動の根本規則を定めるものであり、講師が備えるべき条件という個別の事項に係る内容を規定することは定款記載事項としての適切性を欠くと考えております。また、当社は専門的な知識だけでなく、指導力や教育理念など複数の資質や条件を総合的に勘案して講師を採用しておりますので、提案内容記載の条文を定款に記載する必要はないと考えます。

第11号議案　定款変更の件（従業員による風俗店利用の禁止）

1　提案内容
定款に以下の条文を定める。
出張中における従業員による風俗店の利用を禁止する。

2　提案の理由
当社では当社に対して架空請求を行った人物が出張中の社員を風俗店で接待していた事実がある。当社は教育を業務としておりこのような行為は好ましくない。また昨今新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からも濃厚接触を伴う飲食店の利用は控えるべきである。よって上記提案をするものである。

第11号議案に対する当社取締役会の意見
本議案に反対いたします。
本議案は、従業員個人の私的な行動を制限する内容を定款に規定すべきという提案ですが、会社定款は会社組織活動の根本規則を定めるものであり、従業員個人の私的な行動に関する内容を規定することは定款記載事項としての適切性を欠くと考えております。従って、提案内容記載の条文を定款に記載する必要はないと考えます。

第12号議案　取締役の選任

1　提案内容
以下の者を取締役に選任する。
（1）小野塚清（1949年２月７日生）
（2）田邊勝己（1960年11月25日生）

2　提案の理由
（1）小野塚清は、司法書士をはじめとする登記関連の資格試験において、実のある指導もしくはそのためのアドバイスが期待できる。また、報道機関へ投稿記事削除等仮処分命令申立事件を提訴して一部記事を削除させた実績からも、当社に対する否定的な多くの投稿記事を削除するための実のある指導もしくはそのためのアドバイスが期待できる。
（2）田邊勝己は、当社の収益獲得に寄与するであろう。また、複数の月刊誌の報道によると、みずほ銀行及びみずほ証券の取引先である上場企業アクロディアの筆頭株主であったことから、当社のメインバンクであるみずほ銀行との付き合い方に関する実のある指導もしくはそのためのアドバイスが期待できる。
(本議案については、冒頭に記載した事由により、株主提案の理由の一部を削除しております。)

第12号議案に対する当社取締役会の意見

本議案に反対いたします。

当社取締役会は、当社にとって、会社提案の取締役候補者が最も適切であり、かつ、十分な体制であると考えており、当社提案に係る取締役候補者を選任頂いたうえであらゆるステークホルダーの観点を踏まえた質の高い議論を行い、引き続き企業価値の向上に貢献して行く所存であります。従って、本議案による取締役２名の選任は不要と考えます。

以　上

メ モ 欄

株主総会会場ご案内図

会　場　**ホテルグランドパレス３階「白樺の間」**

東京都千代田区飯田橋一丁目１番１号　TEL：03-3264-1111

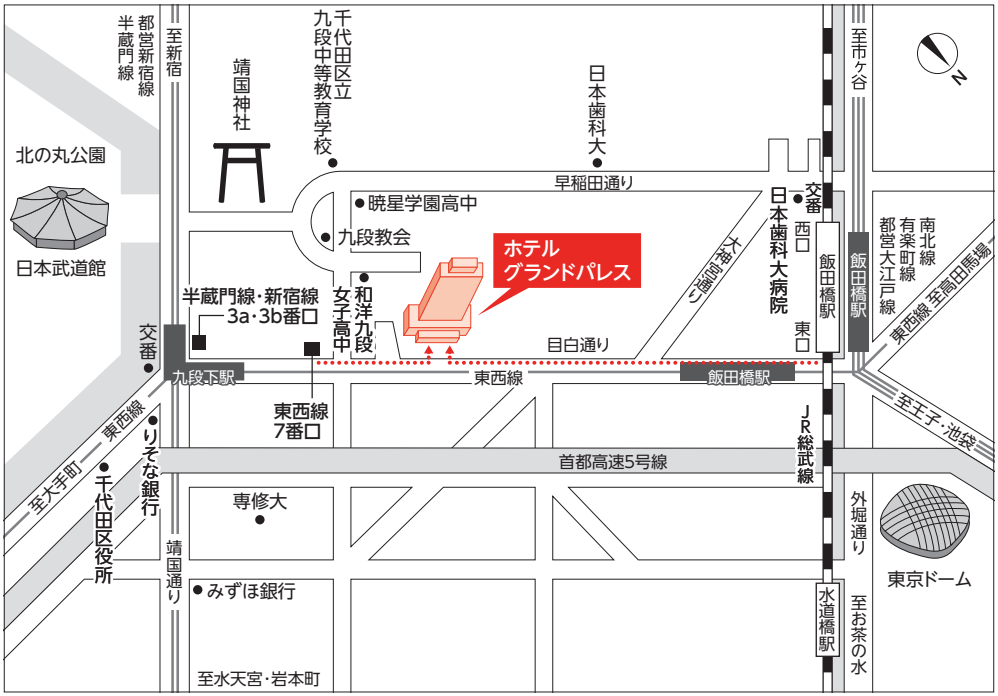

最寄駅

- ＪＲ中央線　「飯田橋駅」東　口　徒歩７分
- 東京メトロ東西線　「九段下駅」7番口（富士見口）徒歩３分
- 東京メトロ半蔵門線・都営新宿線「九段下駅」3a・3b番口　徒歩３分